

労働保険の年度更新

大脇社会保険労務士事務所
社会保険労務士 大脇 めぐみ

〒437-0015 袋井市旭町1-18-59 TEL・FAX0538-43-1309

1 労働保険の年度更新とは

労災保険と雇用保険を合わせて「労働保険」と呼びます。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算されることになっています。

労働保険では、前年度の保険料の過不足を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付を同時に行う手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

2 年度更新の申告・納付先

「労働保険概算・確定保険料／一般拠出金申告書」(以下「申告書」といいます。)を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署のいずれかに提出する必要があります。

申告書は、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されますので、そちらを使用します。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課されることがあります。

3 年度更新手続上の留意点

労働保険料の算定については、その事業で使用されるすべての労働者(雇用保険については被保険者)に支払った賃金総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し、一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率(1000分の0.02)を乗じて算定を行い、申告・納付します。

(1) 賃金総額の適正な把握

労働保険料等の算定のため、賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

ただし、その事業に使用される労働者のうち、雇用保険料の負担が免除される「高年齢労働者」(その保険年度の初日にお

いて満64歳以上の者)や雇用保険の被保険者とならない者(学生アルバイト等)に対して支払った賃金がある場合には、労災保険に係る保険料と雇用保険に係る保険料とを別々に算定したものの合計が労働保険料となります。

「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです。

(2) 継続事業の場合

確定保険料は、前年4月1日から当年3月31日までの一年間の間に使用したすべての労働者に支払った賃金総額(支払うことが確定している賃金を含む)により算定します。

概算保険料は、一年間に使用する労働者に支払う賃金総額の見込額で算定します。ただし、申告年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下である場合には、前年度の賃金総額をそのまま申告年度の賃金総額の見込額として使用します。

(3) 一括有期事業の場合

建設の事業や立木の伐採の事業のうち、「一括有期事業」として成立している事業については、継続事業と同様に年度更新の手続を行うことになります。ただし、申告書は労災保険に係る分と雇用保険に係る分とをそれぞれ別々に作成します。

建設の事業については、原則として元請負人のみを当該事業の事業主として適用しますので、元請負人においては、自らが使用した労働者に支払う賃金の他に下請負人が使用した労働者に支払う賃金をも含めて保険料を算定します。

保険料の算定基礎となる賃金総額を正確に把握することが困難な事業については、労災保険分に限り請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じた額を賃金総額とする賃金総額の特例による保険料の算定が認められています。

なお、商工会議所の会員事業所で、労働保険事務組合としての同所に事務委託している事業所の場合、「労働保険料算定基礎賃金等の報告」を提出することで労基署等への個別の申告・納付は不要です。